

# 兵庫県公報

平成29年10月31日 火曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 行政組織規則の一部を改正する規則（人事課） .....	1

## 公布された法令のあらまし

### ●行政組織規則の一部を改正する規則（規則第44号）

- 1 依存症に対する専門的かつ総合的な対応を行う相談窓口として、精神保健福祉センターにひょうご依存症対策センターを設置する等所要の整備を行うこととした。
- 2 航空関連産業において非破壊検査の業務に従事する人材を養成し、県内企業の技術力の向上、競争力の強化等を促進するため、県立工業技術センターに航空産業非破壊検査トレーニングセンターを設置する等所要の整備を行うこととした。

## 規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成29年10月31日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第44号

#### 行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則（昭和36年兵庫県規則第40号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第140条の3」を「一第140条の5」に改める。

第4章第19節の2中第140条の3の次に次の2条を加える。

（内部組織）

第140条の4 精神保健福祉センターに、ひょうご依存症対策センターを置き、ひょうご依存症対策センターに、依存症相談課を置く。

（ひょうご依存症対策センターの業務）

第140条の5 ひょうご依存症対策センターにおいては、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 依存症に関する相談に応ずること。
- (2) 依存症に関する情報の収集及び提供を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ひょうご依存症対策センターの目的を達成するために必要なこと。

第209条第3項中「工業技術支援センター」の右に「及び航空産業非破壊検査トレーニングセンター」を加える。

第210条に次の1項を加える。

7 航空産業非破壊検査トレーニングセンターにおいては、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 航空産業において非破壊検査の業務に従事する人材の養成に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、航空産業における非破壊検査に関すること。

第386条第3項の表センター長の項の次に次のように加える。

ひょうご依存症対策センター所長	精神保健福祉センターのひょうご依存症対策センター	ひょうご依存症対策センターの業務を管理する。
-----------------	--------------------------	------------------------

第386条第3項の表工業技術支援センター所長の項の次に次のように加える。

航空産業非破壊検査トレーニングセンター所長	県立工業技術センターの航空産業非破壊検査トレーニングセンター	航空産業非破壊検査トレーニングセンターの業務を管理する。
-----------------------	--------------------------------	------------------------------

第387条第1項の表次長の項中「県立工業技術センターの部」の右に「若しくは航空産業非破壊検査トレーニングセンター」を加える。

附 則

この規則中第209条第3項の改正規定、第210条に1項を加える改正規定、第386条第3項の表工業技術支援センター所長の項の次に航空産業非破壊検査トレーニングセンター所長の項を加える改正規定及び第387条第1項の表次長の項の改正規定は平成29年11月1日から、その他の改正規定は平成30年1月1日から施行する。